

## 樹木所有者の皆様へのお願い

安全安心な道路のために、樹木が、道路を覆ったり、道路に張出すことのないようご注意ください。

●民地等で管理している樹木が、道路上に倒れたり、枝を落として、車両や通行者に迷惑をかけることがあります。これらに起因して事故が発生した場合、樹木の所有者は責任を問われることがあります。

(民法第717条及び道路法第43条)

●樹木所有者の皆様へは、通行の支障となる樹木の伐採又は枝払いをお願いいたします。



### ■お問い合わせ先■

- ①茨城県高萩工事事務所(道路管理課) TEL0293-22-2255
- ②日立市役所(道路管理課) TEL0294-22-3111
- ③高萩市役所(建設経済部) TEL0293-23-2111
- ④北茨城市役所(建設課) TEL0293-43-1111
- ⑤日立警察署 TEL0294-22-0110
- ⑥高萩警察署 TEL0293-24-0110
- ⑦東京電力
- ⑧NTT東日本